

次期環境基本計画素案
目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 本県を巡る現状

- 1 本県の自然条件・社会条件
 - (1) 位置及び地形
 - (2) 人口減少・少子高齢化
 - (3) 土地利用
 - (4) 経済
- 2 SDGsへの対応
- 3 国内外の社会経済情勢の変化
- 4 国内外の環境分野の状況の変化
 - (1) 気候変動
 - (2) 資源循環
 - (3) 生物多様性
 - (4) 水環境
 - (5) 大気環境

第3章 長期的な目標

- 1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- 3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

第4章 施策展開の基本的な考え方

- 1 様々な環境問題の統合的解決
- 2 環境・経済・社会の諸課題の同時解決
- 3 地域社会の持続可能性の向上
- 4 技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革
- 5 地球的規模で考えた地域からの行動
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

第5章 実施施策

- 1 気候変動対策の推進
- 2 資源の有効利用の推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進
- 4 みどりの保全と創出
- 5 生物多様性の保全
- 6 恵み豊かな川との共生と水環境の保全
- 7 安全な大気環境や身近な生活環境の保全
- 8 経済との好循環と環境科学・技術の振興
- 9 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

1 第1章 計画の基本的事項

第1章では、計画策定に当たって基本となる背景や根拠などを記します。

1 計画策定の趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定しています。

現計画（第4次）の計画期間は平成24年度から令和3年度（2012～2021年度）で、平成27年度から28年度にかけ、中間見直しを行いました。

見直し後、人口減少・少子高齢化の一層の進行、地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の広がりなど、本県及び本県を取り巻く状況は様々に変化しています。

また、国は平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画を策定し、平成27年（2015年）のSDGsやパリ協定の採択など、国内外の状況の変化に的確に対応するため、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指しています。

こうした社会経済や環境の状況の変化や国の動向を踏まえ、次期（第5次）埼玉県環境基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

また、県政運営の基礎となる計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」など環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）の5年間とします。

第2章 本県を巡る現状

第2章では、計画策定に当たっての前提となる現状認識や時代の潮流、課題について記します。

1 本県の自然条件・社会条件

(1) 位置及び地形

埼玉県は、関東平野のほぼ中央に位置する内陸県です。地形的特徴として、県西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、県の中央部に広がる丘陵や台地、県東部の海拔20m以下の低地へと続いています。

埼玉県は面積の約3割が山地で、全国と比較すると極めて低い面積です。一方、低地の割合は約4割と最も広い面積を占めています。したがって、埼玉県の地勢の特徴は、広大な低地が広がっていることです。

さらに、台地及び低地を合わせて平地として算出すると、埼玉県の平地の面積は約2,300km²、全国で11番目の広さです。平地面積の割合は県土の約6割を占め、千葉県と並び、茨城県に次いで全国で2番目の高い割合となっています。

また、荒川・利根川の二大河川が流れ、県土に占める河川面積の割合は3.9%と全国第2位です。

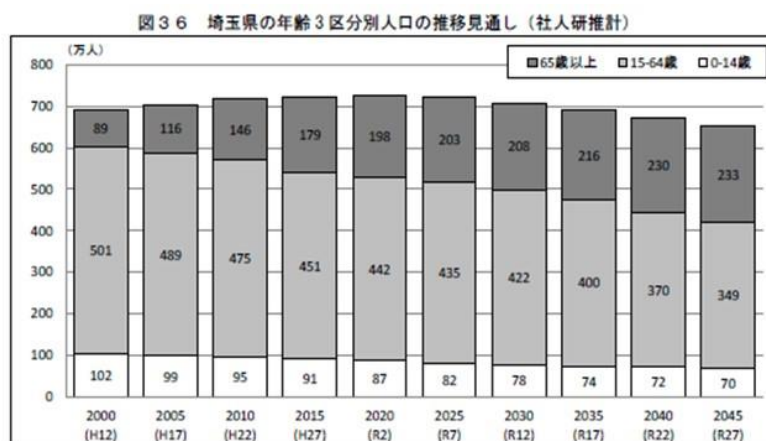
(2) 人口減少・少子高齢化

埼玉県の総人口は、東京に隣接する立地条件から県南部を中心として、昭和30年代後半(1960年代)から平成2年(1990年)にかけて急激に増加し、その後、増加のペースは緩やかになりましたが、平成17年(2005年)に700万人を超え、令和2年(2020年)11月1日現在の推計人口は、約734万人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)は昭和55年(1980年)の146万人をピークに減少が続いており、現在は昭和45年(1970年)の水準を下回っています。また、社会経済を支える労働力として重要な生産年齢人口(15～64歳)は、全国では平成7年(1995年)頃から減少していますが、埼玉県においても平成12年(2000年)の501万人をピークに減少が続いています。高齢者人口(65歳以上)は平成27年(2015年)には179万人で、高齢化率が24.8%となり、超高齢社会(高齢化率21%超)となっています。

平成27年(2015年)国勢調査結果を基にした推計では、総人口は令和12年(2030年)には約708万人と平成27年(2015年)年比で2.6%減少、令和27年(2045年)には約653万人と平成27年(2015年)比で10.2%減少とされています。また、今後、生産年齢人口の減少の加速や全国に比べても急激な高齢化の進行が見込まれます。

高齢化や人口減少が進むにつれ、地域・家庭・職場という人々の生活における支え合いの基盤が弱まるとともに、担い手不足による耕作放棄地の増大、空き家の増加、商店街の衰退等による地域経済の衰退など様々な課題が顕在化しつつあります。



(2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成)
出典：第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2～6年度) 令和2年3月 埼玉県

1 (3) 土地利用

2 平成30年(2018年)における県土の利用形態をみると、県土面積約3,798km²の
3 うち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水
4 路が5%、その他が14%で、農林地の面積が県土の52%を占めています。

5 本県の可住地面積(平成30年(2018年)10月1日現在)は、2,584.6km²(県
6 土の68.1%)で、全国の可住地面積比率(32.9%)の約2倍、大阪府(69.8%)、
7 千葉県(68.9%)

8 に次ぐ高い比率である
9 こと、また、東京に隣
10 接しているという地理
11 特性等から、人口の増
12 による農林地の減少と
13 都市化が、近年鈍化し
14 つつも依然として進ん
15 でいます。

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	単位:km ²
	昭和 50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	27年	平成 30年	区分の説明
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,198	国有林及び民有林の合計
農地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	748	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	原野・採草放牧地の合計
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	782	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	339	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	536	

資料:土地利用現況把握調査(土地水政策課)

出典:令和2年度 埼玉の土地

※区分は、国土利用計画の利用区分による

17 (4) 経済

18 「平成29年度県民経済計算」によると、県内総生産は、名目で2兆3,311億円(前
19 年度比3.3%増)となり、5年連続で増加しました。

20 製造業など第2次産業の就業者が減少する一方、医療、福祉、運輸などの第3次産業の就業
21 者が増加しています。平成27年(2015年)には就業者の70%が第3次産業に従事して
22 おり、特に医療、福祉などの従事者が多くなっています。

23 平成30年(2018年)の埼玉県の農業産出額は1,758億円で、全国第20位です。

24 工業、特に製造業については多種多様な業種が立地しており、平成30年(2018年)の
25 製造品出荷額等は1兆4,470億円で、全国第6位となっています。また、商業について
26 は、平成27年(2015年)の年間商品販売額は1兆6,090億円で全国第7位です。

28 2 SDGsへの対応

29 平成27年(2015年)9月に環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、
30 世界共通の持続可能な開発目標、SDGsが国連において採択されました。「世界の変革」と「誰
31 一人取り残さない」を基本理念としており、17あるゴールの多くが環境に関連しています。

32 SDGsの考え方は、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在
33 しているという認識のもとで、環境を基盤に持続可能な社会活動、経済活動を統合的に築くこと
34 を志向しています。SDGsの17の目標をウェディングケーキで説明したモデルでは、地球環
35 境の基盤があるので、社会、経済が成り立っていることを説明しています。また、相互に関連す
36 る複数の目標を統合的に解決することを目指しています。

37 国は平成28年(2016年)10月にSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として、
38 SDGs実施指針を策定し、8つの優先課題を定めました。そのうち、⑤省・再生可能エネルギー、
39 防災・気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全が環境に深く
40 関連しています。

41 国は平成30年(2018年)4月に閣議決定した第五次環境基本計画において、各地域が地
42 域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え
43 合う「地域循環共生圏」を提唱しています。経済・社会・環境の課題を統合的に解決するSDG
44 sを地域で実践するビジョンと言われています。

45 自治体のSDGsに対する認知度や関心度は年々向上し、SDGs未来都市は令和2年度
46 (2020年度)で93都市になりました。

1 平成29年(2017年)に日本経済団体連合会は、Society 5.0の実現を通じた
2 SDGsの達成を柱として、企業行動の規範である企業行動憲章の見直しを行うなど、企業でも
3 SDGsの取組が広がっています。

5 3 国内外の社会経済情勢の変化

6 金融分野では、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治
7 (Governance)を重視するESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料
8 の一つとして捉える動きが拡大しています。国内のESG投資は、平成28年から平成30年
9 (2016~2018年)までにかけ4倍以上増加しています。ESG債券、ESG株式も増えて
10 きています。

11 また、パリ協定を契機にESG金融の動きなどとあいまって、TCFD(気候関連財務情報開
12 示タスクフォース)に沿った情報開示やSBT(パリ協定が求める水準と整合した、5年~15
13 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標)、RE100など脱炭素化に
14 取り組んだ企業が増加しています。

15 なお、供給する製品・サービスが環境保護や資源管理に寄与する環境産業の国内の市場規模は、
16 平成30年(2018年)で約105兆円であり、雇用規模も約260.9万人と過去最大にな
17 っています。

18 物・サービス・場所などを多くの人と共有・交換して利用するシェアリングエコノミーについ
19 ては、平成30年度(2018年度)のシェアリングエコノミー経済規模が過去最高となる1兆
20 8,874億円を超え、令和12年度(2030年度)には1兆1,275億円と、約6倍に
21 になると予測されています(一般社団法人シェアリングエコノミー協会調査)。

22 加えて、近年、ICT(情報通信技術)はより進化しています。インターネット利用の増大と
23 IoT(モノのインターネット)の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつなが
24 ることに伴い、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつあります。
25 それらデータのAI(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適
26 なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用した取組が、様々な環境分野で広がってき
27 ています。

28 テレワークとは、ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、企業
29 におけるテレワーク導入状況は、平成30年(2018年)の13.9%から、令和元年
30 (2019年)は19.1%と増加しています。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、その
31 有用性と必要性が見直され、さらに広がりを見せています。

32 新型コロナウイルス感染症への対応では、オンライン教育やウェブ会議システムといった様々
33 なオンラインサービス、対面によらない置き配サービス等、移動の減少につながるサービスの広
34 がり、デジタル化の潮流も踏まえた地方に拠点を移す企業の増加や移住への関心の高まり等、分
35 散化につながる動きも見られます。

37 4 国内外の環境分野の状況の変化

38 (1) 気候変動

39 平成27年(2015年)12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)
40 において、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ
41 協定」が採択されました。

42 パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて
43 2°Cよりも十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」とされ、その目標
44 達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させるこ
45 と」と定められました。

46 近年、日本では、毎年のように、豪雨、台風、猛暑等、気象災害に見舞われています。気候

1 変動の影響が今後深刻化するおそれがあり、気候変動への適応を推進するため、平成30年
2 (2018年)12月に気候変動適応法を施行し、地球温暖化の影響による被害の回避・軽減
3 対策である「適応策」を法的に位置付けました。これにより、温室効果ガス排出削減対策であ
4 る「緩和策」と「適応策」を両輪として温暖化対策を推進しています。

5 国では、平成28年(2016年)5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「令和12年度
6 (2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガス排出量を26%削減」と
7 という中期目標を掲げるとともに、令和元年(2019年)6月には「パリ協定に基づく成長戦
8 略としての長期戦略」を策定し、「今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出実質ゼロを
9 実現」という目標を掲げています。

10 全国の令和元年度(2019年度・速報値)の温室効果ガス排出量は12億1,300万ト
11 ン(前年度比-2.7%、平成25年度(2013年度)比-14.8%、平成17年度
12 (2005年度)比-12.2%)で、平成25年度(2013年度)をピークに6年連続で
13 減少しています。

14 令和2年(2020年)10月、菅内閣総理大臣は2050年までに温室効果ガス排出を全
15 体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣
16 言しました。同年11月には衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月、国の成長
17 戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画
18 が取りまとめられました。

19 また、令和3年4月の米国主催の気候サミットにおいて、日本は2030年度の温室効果ガ
20 スの排出を2013年度比で46%の削減目標の見通しを表明するなど、気候変動をめぐる動
21 きは大きく加速しています。

23 (2) 資源循環

24 全国の一般廃棄物の排出量は、循環型社会形成推進基本計画で定めた目標に向け、長期的に
25 は順調に減少しているものの、短期的には減少量が少なくなっているため、更なる取組が
26 必要です。また、一般廃棄物の最終処分量は、長期的にも短期的にも目標に向け順調に減少し
27 っていますが、近年徐々に横ばいになっており、目標達成に向けては注視する必要があります。
28 一方、全国の産業廃棄物の排出量及び最終処分量ともに既に目標を達成しています。

29 なお、循環利用率については、入口側、出口側ともに、近年減少傾向となっており、廃棄物
30 の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っ
31 ていくことが望まれています。

32 国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジ
33 ア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元年(2019
34 年)にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」
35 を策定しました。令和元年(2019年)に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラス
36 チックごみに関して令和32年(2050年)までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す
37 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で共有されました。

38 また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本として、大量の食料を
39 輸入し、食料の多くを輸入に依存しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されて
40 いる食品ロスの問題に真摯に取り組むべきであることから、令和元年(2019年)10月に
41 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

43 (3) 生物多様性

44 世界では、生物多様性分野における令和2年(2020年)までの世界目標である愛知目標
45 の達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、
46 生物多様性国家戦略の中に組み込み、取組を進めてきました。しかしながら、20の個別の目

1 標のうち完全に達成できたものはありませんでした。国連の報告書によると、令和3 2年（2
2 0 5 0年）の長期目標「自然と共生する」世界を実現するには、人間の幅広い活動を従来のも
3 のから大きく転換する必要があると警告しています。

4 国内においては、国家戦略2012－2020で設定した目標に生物多様性の言葉の認知度
5 が届いていない等、生物多様性が十分に社会に浸透していません。また、全国の絶滅危惧種は
6 増加傾向にあり、野生生物が置かれている状況は依然として厳しいです。

7 各種取組により国内のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成2
8 6年度（2014年）をピークに減少傾向ですが、生態系・農林業等への被害は依然として深
9 刻な状況で、鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が引き続き必要となっています。

10 次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしま
11 った外来生物に対する防除対策の強化が求められています。

12 国内の原生的な自然環境は保護地域等により保全される一方で、里地里山や都市地域での保
13 全・再生はまだ十分とは言えません。地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災等に貢
14 献する森林の適切な整備等を進めることが求められているとともに、人口が集中する都市では、
15 住民が自然環境とふれあう場の確保、生物の生育・生息環境の確保の観点から、緑地の保全・
16 再生・創出がますます重要になっています。

17 18 (4) 水環境

19 全国でみると、平成30年度（2018年度）における生活環境項目（BOD／COD）の
20 環境基準達成率は、河川は94.6%、湖沼は54.3%、海域は79.2%、全体89.6%
21 であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しています。

22 水環境の保全の推進に当たっては、産学官及び地域住民の自主的な参画と連携を図りながら、
23 水質だけでなく、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性
24 に応じて展開することが求められています。

25 また、従来の公害防止を目的とした水質対策を中心とする規制的手法は施策の基盤として
26 維持し、水質を維持していくことも必要です。

27 令和元年度（2019年度）末で全国の汚水処理人口普及率は91.7%となりました。単
28 独処理浄化槽から合併浄化槽への転換と浄化槽の維持管理の向上のため、浄化槽法が令和元年
29 （2019年）6月に改正・公布され、令和2年（2020年）4月から施行されました。

30 31 (5) 大気環境

32 全国の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の全測定局の年平均値は、平成25年度（2013年
33 度）以降緩やかな改善傾向が続いていますが、関東地方では主に都市部で環境基準を達成して
34 いない地域がみられます。これらの地域は、国内発生源の寄与が大きな割合を占め、かつ、人
35 口が集中している地域も多く、さらに、近年の中国等における大気汚染対策の進展に伴い越境
36 汚染の寄与が低下することによって、今後は国内発生源の寄与割合が相対的に高くなることも
37 示唆されています。

38 また、平成30年度（2018年度）の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.
39 1%、自排局0%であり、依然として極めて低い水準となっています。

40 大気環境保全のため、大気汚染物質である光化学オキシダントやPM_{2.5}の原因物質の一
41 つである燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機を設置したガソリンスタンドを国が認定
42 する「大気環境配慮型SS（e→AS）認定制度」が平成30年（2018年）7月から開始
43 されました。

44 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、令和2年（2020年）6月に
45 対策を一層強化する大気汚染防止法の改正が行われました。

第3章 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げます。

1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な活用、省エネが進み、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カーボンニュートラル）させた脱炭素型の社会が実現しているとともに気候変動の影響に適応しています。

資源を有効に使うって無駄にしないという意識がしっかりと根付き、資源の循環利用が進み、できるだけ少ない資源で必要とされる豊かさが生み出される社会となっています。

2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

地域の環境を保全するための取組が一層進み、安心して暮らせる安全な生活環境が確保されています。

守り育まれた豊かな緑と川のもとに、多様な生態系が形成されており、人々がその豊かな恵みを享受し、自然と共生しています。

3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

環境科学・技術の振興、環境と経済の好循環が図られるとともに、自然資本をはじめとする地域資源を活用した取組が広がっています。

行政、事業者、民間団体、県民等の各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて率先して行動するとともに、各主体間の連携が進み、一体となって取組が推進されています。

これらにより、環境・経済・社会的課題の同時解決が図られ、持続可能な社会が形成されています。

第4章 施策展開の基本的な考え方

第4章では、長期的な目標を実現するために施策を展開するに当たって基本的な考え方について記します。

環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという認識から、「環境が支えるSDGsの達成」という観点を強く意識し、以下の6点を施策展開の基本的な考え方とします。

1 様々な環境問題の統合的解決

環境施策の展開において、気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもちろんですが、それらを個別に解決していくとともに、統合的に解決するという視点が必要です。

気候変動対策が、種の存続・生育域など生物多様性の保全につながる、プラスチックごみの削減は海洋プラスチックごみによる生態系への影響を少なくするとともに、廃棄物処理の過程で発生する二酸化炭素排出量の削減にもつながる、等、個々の環境問題が相互に関連しているからです。

また、生態系の持つ機能を積極的に活用し、災害に強くかつ自然と調和した持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」のように、個々の環境問題を統合的に解決する対策もあることにも注目していく必要があります。

2 環境・経済・社会の諸課題の同時解決

本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けた取組を推進しています。

SDGsの17のゴールのうち環境と特に関わりが深い9のゴールの達成はもとより、経済・社会の諸課題の同時解決にもつなげていくことが求められます。

SDGsの理念に沿い経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組むことは、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもあり、環境と経済の好循環にもつながるものです。

3 地域社会の持続可能性の向上

人口減少・高齢者の増加、社会資本の老朽化の進展に伴い、高齢者にも暮らしやすい健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりの推進等が求められています。

人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点もあわせて、環境施策を展開していく必要があります。

また、各地域が自然環境等の地域資源を最大限に活かして自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と補完し支え合いながら、農山村も都市も活かす持続可能な地域社会の創造を目指す必要があります。

4 技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

デジタルトランスフォーメーションは、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革することです。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ、ドローンといった、社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進化し、デジタル技術の活用による社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されています。また、転入・転居者へのLED照明への交換等を促すリーフレットの配布といったナッジ手法を活用した省エネの促進

1 の取組も進められています。

2 E S G投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広が
3 り、テレワーク等、環境配慮につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の
4 動きも見られます。

5 こうした技術や知見を活用するとともに、企業や人々の意識や行動の変化を的確に捉え、人々
6 や企業の行動、社会がより環境に配慮した方向に進むよう働きかけて行く必要があります。

7

8 **5 地球的規模で考えた地域からの行動**

9 地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は人々の日常生活や企業の経済活動から発生していま
10 す。

11 また、日本は消費に当たって海外から多くの資源を輸入しており、日本の経済・社会システム
12 が世界の生物多様性に大きな影響を与えています。

13 近年注目されている問題の一つである食品ロスについても、日本は多くの食料を海外から輸入
14 している一方で、世界全体の食料援助量の約1.6倍の食品ロスが発生しているとの推計があり、
15 国内での取組を進めることで、世界に貢献できると言えます。

16 その他、世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の原因の一つは、日常生活から発生
17 するプラスチックです。

18 日本での日常生活や企業活動が地球的規模の環境問題の原因となっているとともに世界に影響
19 を与えていることを踏まえ、地球的規模で考え地域から行動していく必要があります。

20

21 **6 新型コロナウイルス感染症の影響への対応**

22 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークやウェブ会議が急拡大しました。こうした
23 デジタル化の流れは、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものであり、感染症対策に
24 も環境対策にもなるような取組をより一層進めていく必要があります。

25 一方、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家
26 用車への通勤のシフトや、換気を伴う空調による負荷の増加、さらには衛生目的での使い捨てマ
27 スク等のプラスチック製品の使用の増加など、新型コロナウイルス感染症対策では、環境面での
28 負荷の増大も想定されます。

29 省エネ設備やエコカーの導入、プラスチック代替製品の使用などにより、感染症対策と環境対
30 策の両立を図っていく必要があります。

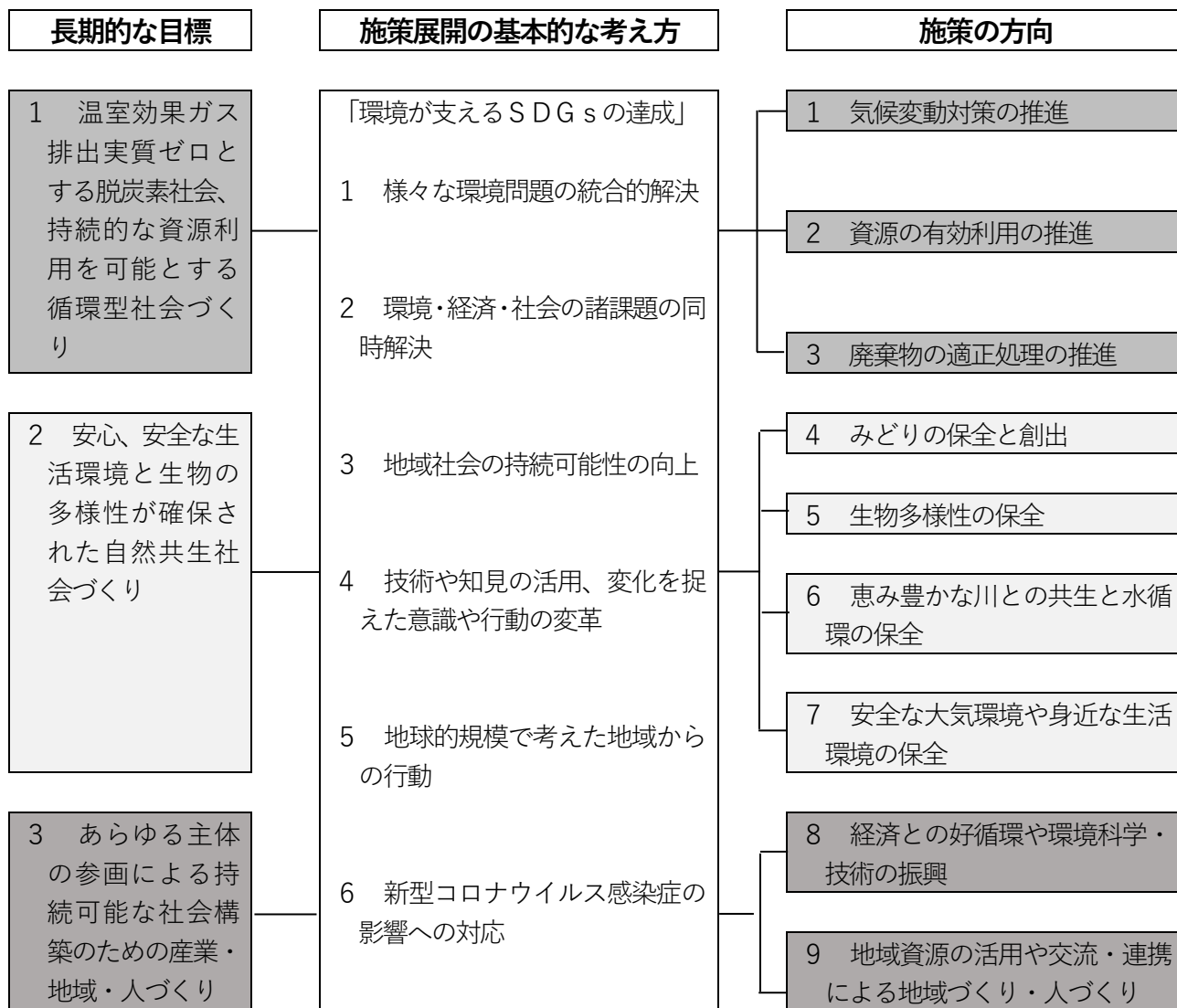
31 新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、気候変動など環境問題の解決を同
32 時にめざす「グリーン・リカバリー」(持続可能な経済復興)にも取り組んでいく必要があります。

第5章 実施施策

第5章では、長期的な目標を実現するために展開する施策の方向ごとに現状と課題、目指すべき将来像、今後の施策と主な取組、施策指標について記します。

計画の全体像は以下のとおりです。

○計画の全体像



1 施策の方向 1 気候変動対策の推進

2 (1) 現状と課題

3 本県では、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、本県における温暖化影響の深刻化
4 を踏まえ、地球温暖化対策を更に推進していくため、令和2年(2020年)3月に「埼玉県地
5 球温暖化対策実行計画(第2期)」を策定しました。この計画では、**脱炭素社会の実現及び気候変
6 動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として**目標を掲げています。

7 本県の温室効果ガス排出量は平成30年度(2018年度)で、平成25年度(2013年度)
8 比12.1%減で、引き続き削減の努力が求められる状況となっています。

9 目標設定型排出量取引制度などにより、産業・業務部門の削減を促進するとともに、運輸部門
10 や家庭部門における削減を更に推進する必要があります。

11 本県の再エネポテンシャルは限定的であり、太陽光発電の導入は一定の成果が認められるもの
12 の、主に火力発電に依存するエネルギー供給体制のままでは地球温暖化の進行は止められません。
13 また、災害の激甚化などにより、有事の際のエネルギー供給の途絶が長期化するおそれが高まっ
14 ています。

15 このような状況をふまえ、地域の特徴を踏まえた多様な供給力(再生可能エネルギー、コージ
16 エネレーションシステム、燃料電池等)や蓄電池などを組み合わせて効率的に活用するエネルギ
17 ーの地産地消を通して、脱炭素化や有事におけるエネルギー供給の確保を図る必要があります。

18 本県では、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。平成30年(2018年)
19 12月の気候変動適応法の施行に合わせて環境科学国際センターを地域気候変動適応センターに
20 位置付けるなど、地域における適応策を進めています。

21

22 (2) 将来像(2030年頃の姿)

23 県地球温暖化対策実行計画(第2期)に掲げた将来像「脱炭素社会の実現及び気候変動に適応
24 した持続可能な社会の実現」に向け、**産業、業務、家庭、運輸の各部門や様々な分野で省エネル
25 ギー化が進むとともに、2030年度の温室効果ガス排出削減目標が達成されています。**

26 **環境教育が充実し、県の気候の現状や将来予測に関する県民や事業者の理解が深まっていると
27 ともに、県民が環境に優しいライフスタイルを心がけ、生活を送っています。**

28 新築住宅への太陽光発電設備と蓄電池の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が促進される
29 とともにレジリエンスの強化が図られています。

30 企業では太陽光や風力で発電した電力の購入等、再生可能エネルギーの利用による**CO₂オフ
31 セット**が進んでいます。新たに設置される太陽光発電施設は地域と共生した施設になっています。

32

33 (3) 今後の施策と主な取組

34 (i) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

35 ◇地球温暖化対策計画制度の円滑な運用

36 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象に、温暖化対策の計画
37 書の提出、実施状況の報告・公表等を行う地球温暖化対策計画制度を推進します。

38 ◇目標設定型排出量取引制度の実施

39 エネルギー消費の大きい事業所を対象に、二酸化炭素(CO₂)の排出削減目標を設定し、目標
40 達成を求める制度を実施しています。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギーなどを
41 利用できます。

42 ◇事業活動における省エネルギー対策の促進

43 中小企業等から排出されるCO₂を効率的に削減するため、IoT等を活用した省エネ設備や再生
44 可能エネルギー設備の導入に対する支援を行うことで、中小企業等の省エネ対策を促進します。

◇**県有施設での率先的な実施**

エネルギー効率の良い空調設備やLED照明の導入等により、県有施設のエコオフィス化を率先して行います。また、県有施設の新設や大規模な改修の際に太陽光発電設備などの設置について検討し、温室効果ガス排出削減対策を率先して実施します。

◇**建築物環境配慮制度の運用などによる低炭素建築物の普及拡大**

建築物の省エネルギーなど建築物における総合的な環境配慮の取組を促すため、「埼玉県建築物環境配慮制度」を推進し、低炭素型の建築物などが正しく評価され優良なストックとして蓄積されるよう取り組みます。

(ii) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

◇**住宅の省エネ対策の実施**

家庭用燃料電池などの住宅用省エネ設備の導入を支援すること等により、住宅の省エネを促進します。

◇**脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換**

エネルギー全般の使い方を見直しながら、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイル変革の呼びかけを行います。

また、エコライフ DAY、ライフスタイルキャンペーン、家庭の省エネ相談会といった家庭向けイベントを実施します。

◇**脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進**

将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした温暖化対策教育を、地球温暖化対策教育副読本の活用促進等により、推進します。

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修を実施し、推進員の活動を支援します。

(iii) 運輸部門における環境配慮の推進

◇**EV・PHVなど電動車の普及促進（拡充）**

自動車を多数使用する事業者に導入を働きかけるとともに、県・市町村の率先導入を推進します。また、イベント等を通じて電動車の魅力を発信します。さらに、九都県市等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働きかけます。

◇**運輸・物流の低炭素化の推進**

一定台数以上の自動車を使用する事業者に CO₂ の排出量や低燃費車の導入目標の設定等を求めるとともに、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し自動車から排出される CO₂ 排出量の削減に向けた実施方針の提出を求め、取組を推進します。

また、物流拠点の集約化や適地への立地等による配送ネットワークの合理化を促進するとともに、海上コンテナのラウンドユースの取組を支援し、流通業務の総合化、効率化を図ります。

◇**自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進**

バスの走行環境改善等を行うことにより、公共交通機関への利用転換を促進します。

自転車レーンの設置など、自転車が安全に走行できる自転車通行空間の整備を推進するとともに、市町村が実施する自転車通行空間の整備などの取組を支援します。

(iv) CO₂以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進

◇**フロン類の適正管理の指導・啓発**

二酸化炭素より温室効果が高いフロン類について、使用時の漏えいの防止及び回収されたフロン類の適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

◇**フロン類のモニタリング調査**

冷媒として使われているフロン類は、地球温暖化やオゾン層破壊の原因となることから、県内

1 の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を行います。

2 ◇CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

3 CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの
4 森林整備を推進します。さらに、炭素を長時間貯蔵し続けることができるように木材利用を促進
5 します。

7 (v) 再生可能エネルギーの利用拡大

8 ◇太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大

9 「快晴日数日本一」という本県の特長を生かした太陽光や食品廃棄物、間伐材などのうちこれ
10 まで利用されてこなかった小径材や低質材、下水汚泥などのバイオマス資源、地中熱などの再生
11 可能エネルギーの適切な有効利用を促進します。また、新たに設置される太陽光発電施設は地域
12 と共生した施設になるよう促します。

13 ◇非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規）

14 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内の必要事業者に供給するため、非化
15 石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産 CO₂オフセット電力メニュー）」等により
16 再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

17 ◇災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援（拡充）

18 災害時に非常用電源として活用可能な太陽光発電設備などの導入を支援します。また、太陽光
19 発電と組み合わせた蓄電池の導入を支援することで、住宅や公益的施設の脱炭素化と災害対応力
20 の強化を推進します。

22 (vi) エネルギーの効率的な利用の推進

23 ◇コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の支援や促進

24 家庭用燃料電池等の導入を支援することで、家庭の省エネルギーと住宅のレジリエンス強化を
25 図ります。また、コージェネレーションシステムや燃料電池を導入する事業者を支援するなど導
26 入の促進に努めます。

28 (vii) 気候変動への適応策の推進

29 ◇気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供（拡充）

30 既に現れている温暖化の影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、気候のモ
31 ニタリング、将来における温暖化の予測、予測される温暖化による影響の評価を実施します。

32 埼玉県気候変動適応センターでは、市町村と連携の上、気候変動影響及び気候変動適応に関す
33 る情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

34 ◇農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

35 農業分野では、高温障害を軽減する農作物栽培技術や家畜飼育技術の開発など、
36 自然災害分野では、気候変動による水害リスクに備え、ハード対策とソフト対策の両面から災
37 害を軽減させる「流域対策」の推進など、各分野で適応策を推進します。

38 ◇ヒートアイランド対策や暑さ対策の推進

39 先導的なヒートアイランド対策が講じられた住宅街における対策の効果を広く発信します。
40 また、打ち水や日傘の使用について、民間事業者等と連携した普及啓発を行うほか、暑さに対
41 する効果的な注意喚起を実施します。

1 □ 施策指標

温室効果ガスの排出量削減率	12.1% (平成30年度)	➔	19.9% (令和8年度)
---------------	-------------------	---	------------------

新車（乗用車）販売台数における電動車の割合	39.9% (平成30年度)	➔	56.0% (令和8年度)
-----------------------	-------------------	---	------------------

2

1 施策の方向 2 資源の有効利用の推進

2 (1) 現状と課題

3 これまでの 3 R の取組などにより、1 人 1 日当たりのごみの排出量は減少傾向にありましたが、
4 平成 30 年度（2018 年度）の県内の一般廃棄物の排出量は約 231 万 t で前年度と同量であ
5 り、ごみを減らすライフスタイルの定着の更なる推進が必要です。

6 特に、本県では一般廃棄物の最終処分場の一人当たりの残余量が全国最低水準となっており、
7 新たな最終処分場の確保が困難であることから、可能な限り最終処分量を削減するため、廃棄物
8 の排出抑制やリサイクルの推進が不可欠です。

9 平成 30 年度（2018 年度）の県内の産業廃棄物の発生量は約 1,132 万 t、最終処分量
10 は約 16 万 t で、発生量はいずれも緩やかな減少傾向ですが、資源を有効活用し、更なる最終処
11 分量の低減を図るため、発生量の抑制や減量化、リサイクルの推進が必要です。今後は、高度成
12 長期に造られた建築物の老朽化が進み、建替えなども見込まれることから、より一層の分別やリ
13 サイクルの推進が必要です。

14 また、家庭系、事業系の食品ロスが平成 30 年（2018 年）度で 26.6 万 t 発生している
15 と推計しており、食品ロスの発生抑制とともに、食品として地域で活用する取組が求められてい
16 ます。

17 最近注目されているプラスチックごみについては、3 R の取組や適正な廃棄物処理のほか、海
18 洋流出を防止するための取組など「3 R + Renewable（持続可能な資源）」が国のプラスチック資
19 源循環戦略の基本原則となっており、本県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必
20 要があります。

21 廃棄物の焼却処理過程において発生する熱や下水汚泥などのバイオマスはエネルギーとしての
22 活用が期待されていますが、まだ十分に活用が図られていません。新たに建設する焼却施設では
23 発生する熱を発電に利用するなど、廃棄物をエネルギー源として有効活用する必要があります。

24

25 (2) 将来像（2030 年頃の姿）

26 県民生活や事業活動及び地域社会の中で、3 R が徹底され、物を有効に使う無駄にしないとい
27 う意識がより浸透し、限られた天然資源を活かし、後の世代もその恩恵を受けられるような仕
28 組みが構築されようとしています。

29 使用済の資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされています。

30

31 (3) 今後の施策と主な取組

32 (i) リデュース、リユースの推進

33 ◇ごみを減らすライフスタイルの普及促進

34 家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実
35 践を行うよう、ホームページやイベント等様々な機会を通じて、効果的な啓発に努めます。

36 ◇食品ロス削減の促進（拡充）

37 県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性について理解できるよう啓発を行います。また、事業
38 活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で余っている食品等について、それを提供するた
39 めの活動を行う団体と連携し、積極的な活用を図ります。

40 ◇県の率先行動と市町村支援

41 備品や消耗品の再利用、ペーパーレス化によるごみの削減などによりエコオフィス化を推進しま
42 す。また、リサイクル製品などの環境に配慮したものを優先的に購入する「グリーン購入」を率
43 先して進めるとともに、市町村へも協力を呼びかけます。

44

1 (ii) **廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進**

2 ◇ **プラスチックを資源とした循環的利用の推進（新規）**

3 プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収
4 とリサイクルのための仕組みづくりを行います。

5 家庭から排出されるプラスチックごみの分別回収が進んでいない市町村等に対し、分別回収実
6 施に向けた支援を行います。

7 ◇ **リサイクル製品の認定**

8 主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を
9 県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」をわかりやすく広報し、リサイクル資材の普及
10 拡大とリサイクル産業の育成を図ります。

11 ◇ **彩の国資源循環工場の適切な運営管理**

12 民間の有する技術力・経済力と公共の有する計画性・信頼性を活かした「彩の国資源循環工場」
13 の監理・運営を行い、廃棄物を資源とする製品開発やエネルギーの回収、公害防止等に取り組み
14 ます。

15 ◇ **下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進**

16 下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーをバイオガス発電、固形燃料の製造、焼却廃熱
17 発電により活用します。

18 市町村等に技術的助言等を行い、一般廃棄物処理施設における熱回収を強化し地域のエネルギ
19 ーセンターとしての活用を促進します。

20 研修会等を通じた普及啓発、関係事業者による利活用システム構築に向けた取組の支援等を行
21 い、農山村の多様なバイオマスの利活用を促進します。

22 ◇ **浄水発生土のセメント原料化など再資源化の促進**

23 浄水場の河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土について、セメント原料や園芸用土、グ
24 ラウンド用土等として再利用することにより、再資源化と最終処分量の削減を促進します。

25 ◇ **各種リサイクル法の的確な運用**

26 廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家
27 電など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供、排出事業者指導等を行いま
28 す。

29
30 □ **施策指標**

一般廃棄物の再生利用率	23.9% (平成30年度)	➔	35.0% (令和8年度)
食品ロス量	266千トン (平成30年度)	➔	233千トン (令和8年度)

1 施策の方向 3 廃棄物の適正処理の推進

2 (1) 現状と課題

3 本県の産業廃棄物の不法投棄は、未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実により、平成2
4 7年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間で認知件数は増加傾向に
5 ありますが、小規模な案件が中心になっています。

6 本県は産業廃棄物が多量に発生する首都圏に位置し、多量の建設系廃棄物の発生、プラスチッ
7 クごみの増加、太陽光パネルの大量廃棄が今後も見込まれます。今後も、廃棄物の発生抑制、リ
8 サイクル及び適正処理を推進するため、排出事業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視・指導
9 の徹底を更に推進していくことが必要です。

10 今後、石綿等を含む建築材料を使用している民間建築物の解体工事件数の増加や、調査報告の
11 義務化に伴い、石綿廃棄物の増加が予測されています。石綿廃棄物の安全な処理・処分を行うた
12 めに、解体事業者の監視・指導の強化、解体工事発注者への適正処理の指導が必要です。

13 PCB廃棄物については、埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定められた処理期限
14 が迫っています。令和4年度（2022年度）末の期限までに高濃度PCB廃棄物を令和8年度
15 （2026年度）末の期限までに低濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に処理するため、県による
16 排出事業者への周知、排出事業者の適正処理の徹底等、取組の一層の強化が必要です。

17 近年、自然災害が頻発化・激甚化し、多量の災害廃棄物が発生しています。国、県、市町村及
18 び関係事業者等が広域的に連携して災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制を構築するととも
19 に、県、市町村は災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設
20 整備を推進することが必要です。

21 また、事業系一般廃棄物の排出量は減少傾向でしたが、ここ数年横ばいとなっています。産業
22 廃棄物の混入が一部で確認されているため、適正処理の徹底等事業者への指導が必要です。

23 本県で急速に進む高齢化や将来の人口減少に対応するため、高齢者が利用しやすいごみ収集シ
24 ステムの導入や、一般廃棄物会計基準の導入によるコスト分析や有料化の検討等、持続可能な一
25 般廃棄物処理事業の推進に向けた取組が必要となっています。

26 また、生産年齢人口の減少に対応するため、廃棄物処理事業者は、廃棄物処理業界のイメージ
27 アップ等による人材の確保や、AI・IoTの導入による作業の効率化を促進する必要があります。
28

30 (2) 将来像（2030年頃の姿）

31 廃棄物の発生抑制やリサイクルが進み、不法投棄などの廃棄物の不適正処理がなく、災害発生
32 時においても迅速かつ適正に廃棄物が処理されています。

34 (3) 今後の施策と主な取組

35 (i) 廃棄物の適正処理の推進

36 ◇廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

37 事業系一般廃棄物の排出抑制のため、ごみの削減、分別の徹底及びリサイクルの取組について、
38 市町村等と協働した事業所への立入指導、関係団体と連携した排出事業者への働きかけを行いま
39 す。

40 また、排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での処理業者等へ強力な指導、
41 告発も視野に入れた適切な行政処分により、廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。

42 ◇廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

43 ごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設や、産業廃棄物処理施設
44 に立入検査を行い、適正な使用・維持管理を指導します。また、焼却施設や最終処分場等には法

1 で定められた定期検査を適切に実施し、適正な維持管理を促進します。

2 ◇不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

3 不法投棄多発箇所の監視強化、ドローンによる不法堆積場所の継続監視、廃棄物不法投棄 1 1
4 0 番の運営及び市町村、国、警察との連携協力体制の確保等により、不法投棄の未然防止・早期
5 発見・早期対応に取り組みます。

6 ◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）、石綿等の有害廃棄物の適正処理

7 PCB 廃棄物については、掘り起こし調査等の結果に基づき、期限内に適正かつ確実に処理し
8 ます。

9 また、石綿廃棄物については、大気汚染防止法改正に伴い取り扱いが改められたことから、法
10 の適切な運用及び啓発に取り組みます。

11 ◇安全・安心な県営処分場の運営、研究

12 自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、全国初の県直営の
13 最終処分場を整備しています。全国のモデルとなる埋立工法や安全管理を採用し、環境保全対策
14 に万全を期した運営を行います。

16 (ii) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上

17 ◇廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

18 エssenシャルワーカーとしての役割を果たしている一般廃棄物処理業界での優秀な人材の確
19 保や育成を促進するため、優秀な取組の表彰等を行います。産業廃棄物処理業を環境産業へとス
20 テージアップするため、3S 運動の推進によるイメージアップ事業及び廃棄物処理の効率化・高
21 度化等の新技術の推進事業に取り組みます。

22 ◇市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進（新規）

23 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を
24 推進します。

25 また、循環型社会を推進し、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エ
26 ネルギー効率の高い施設への更新等を計画的に進めます。

27 ◇災害廃棄物対策の推進

28 大規模な災害に備え、実効性のある災害廃棄物処理計画を全市町村が策定するよう支援します。
29 市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて
30 相互の連携の強化を図ります。

32 □施策指標

一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの最終処分量	34.0g/人/日 → 27.0g/人/日 (平成30年度) (令和8年度)
産業廃棄物の最終処分量	159.0千トン → 148.0千トン (平成30年度) (令和8年度)

1 施策の方向 4 みどりの保全と創出

2 (1) 現状と課題

3 本県には、山林、台地・丘陵地、低地が連なる多様な自然環境があります。各地域の社会的、
4 経済的な課題を解決する視点から、里山に代表される豊かな自然環境、まちなかにおける身近な
5 自然である樹林や農地、公園や建物の緑などがそれぞれの特徴を活かしながら保全・活用され、
6 緑が多様な機能を発揮し、県民がその魅力と価値を実感できることが重要です。これは、自然の
7 多様な機能を活用する「グリーンインフラ」として強化・充実に図り、持続可能で魅力ある地域
8 づくりを進めるものです。

9 これまで、「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開な
10 どに重点的に取り組んできました。

11 一方、本県の緑地率は低下しており、特に平地林面積は10年間で1割以上減少しています。
12 また、高齢化や人口減少により、管理・活用されない平地林や緑地の増加や、緑の保全や管理・
13 創出を担うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保が課題となっています。

14 その緑の保全や管理の将来的な担い手の確保に繋げていくため、現在活動している企業・団体
15 への支援に加え、新たな企業等呼び込むとともに、環境教育・啓発を通じて子供たちの緑を守
16 る意識を育む必要があります。

17 新たな緑の創出については、緑化に対する意欲や経済的負担感が景気の動向により左右される
18 など社会的な影響を受けやすい状況にあります。また、緑化後の維持管理に要する経費や労力も
19 課題です。

20 本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキなどの針葉樹及びクヌギ、コ
21 ナラなどの広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、人工林の成長
22 に伴い森林資源が充実してきている一方で、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調で、病虫
23 獣害等も生じています。

24 森林の持つ水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的に
25 発展させるため、大都市圏に近いという特徴を生かした都市と山村の連携による森づくりや県民
26 参加の森づくり、森林環境譲与税の活用を含め、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要が
27 あります。

29 (2) 将来像（2030年頃の姿）

30 個人や団体、企業、行政が連携しながら、今ある優れた緑を確実に守るとともに、人にも生き
31 物にも心地よい緑を創っています。地域における緑の存在感が高まっており、守り、創った緑に
32 は多くの人々が関わり、生物多様性の保全を図りつつ、環境教育や余暇活動などにも活用してい
33 ます。

34 多様で健全な森林が生育し、水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森
35 林の有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

37 (3) 今後の施策と主な取組

38 (i) 身近な緑の保全・管理

39 ◇特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

40 良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を
41 有しています。これらの緑を保全するため、市町村と協力し特別緑地保全地区など地域制緑地の
42 指定を推進します。

43 ◇公有地化の推進

44 「ふるさとの緑の景観地」などに指定されている緑地を守るため、相続などにより指定地の一

1 体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地などについて、県と市町村が協力して公有地化
2 を推進します。

3 ◇「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

4 埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と協力し、ふるさとの緑の景観地の拡
5 大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、当該景観地の良好な維持管理を推進します。

6 ◇見沼田圃の保全・活用・創造

7 「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用の調整や公有地化事業を行う
8 とともに、公有地化した土地の利活用事業を行います。また、貴重な都市近郊緑地空間である見
9 沼田圃において重要な役割を果たしている見沼農業の振興対策、支援体制の整備及び公有地化農
10 地活用対策を実施します。

11 ◇みどりの三富地域づくりの推進

12 三富地域における緑地や農地の保全・活用に関する事業を推進します。また、この地域で行わ
13 れている平地林を活用した落ち葉堆肥農業を基本とする農業の振興を図るため、農業者と地域住
14 民等の協働による地域づくりを推進します。

15 ◇地域と調和した都市農業の振興

16 都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農
17 業が将来にわたり安定的に継続できるよう、都市の特性や資源を生かした地域と調和した都市農
18 業の振興を図ります。

20 (ii) 身近な緑の創出及び保全・創出の基盤づくり

21 ◇豊かな緑を保全・創出する公園整備

22 「彩の国みどりの基金」を活用した県営公園の植樹等により、公園に、豊かで美しい緑を保全・
23 創出します。

24 ◇園庭などの芝生化

25 園庭・校庭の芝生化に対し補助金を交付することにより、幼少期から緑にふれあう環境を整備
26 し、県民の環境意識の醸成を促します。また、都市部にまとまった緑を創出することにより、ヒ
27 ートアイランド現象の緩和を図ります。

28 ◇緑やSDGsを学ぶ環境の整備（新規）

29 デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に
30 関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進することにより、将来のみどりの担
31 い手育成に努めます。

32 ◇壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

33 県内の民間施設において実施する公開性・テーマ性のある緑化に対し補助金を交付すること
34 より、県民の身近な場所に目に見えるみどりの整備を促進しみどり豊かなまちづくりを進めます。

35 ◇緑化計画届出制度の適切な運用

36 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積 1,000 m²以上の敷地において建築
37 行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図
38 ります。

39 ◇県有施設などの身近な場所の緑化

40 県有施設の緑化を推進するとともに、市町村が実施する緑の保全・創出の取組に対して補助金
41 を交付することにより、県民の身近な場所に目に見えるみどりの整備を促進し、みどり豊かなま
42 ちづくりを進めます。

43 ◇緑を守り創る活動の支援と促進

44 みどりの保全・創出に賛同する県民・企業・団体が参加する彩の国みどりのサポータークラブ
45 の活動を支援します。植樹活動の支援、技術向上のための講習会、SNS を通じた会員の相互交流
46 や情報発信などに取り組みます。

1 ◇「彩の国みどりの基金」や「さいたま緑のトラスト基金」の運営

2 緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全
3 するための安定した財源として、彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の寄附の増加
4 を図り、適切な活用に努めます。

5
6 **(iii) 森林の整備・保全**

7 ◇**水源涵養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全**

8 間伐や枝打ち、広葉樹の植栽などの森林整備や人工林の伐採後の再生林を促進し、水源涵養機
9 能を持続的に発揮できる森づくりを進めます。

10 原生的な森林の保全を図るとともに、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置し、多様な
11 生物が生息・生育地を確保します。

12 ◇**里山や平地林の整備・保全・活用**

13 ササなどが繁茂し荒廃した里山・平地林において、景観の向上や生物多様性の保全を図り、持
14 続的な整備を行うため、地域住民の担い手を確保を図りつつ、更新による若返りなどの整備を進
15 めます。また、整備後は、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を進めます。

16 ◇**森林の病虫獣害防止対策の実施**

17 森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、二ホンジカによる食害やツキノワグマによる
18 剥皮被害のおそれのある森林に獣害防止対策を実施します。また、松くい虫やナラ枯れなどの森
19 林病虫害の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

20 ◇**都市と山村の連携による森づくり（新規）**

21 県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森
22 林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援し
23 ます。

24 ◇**県民参加による森づくりの推進**

25 広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する場を充実させ、森林環境教育や木
26 育の機会の創出を図るほか、森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全
27 な作業方法を習得できる機会の充実を図ります。

28 ◇**県産木材の利用促進・率先活用**

29 木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大や PR 効果の高い公共施設などの木造化・木質
30 化を推進するため、県産木材を利用する意義の理解促進を図るとともに、木造建築技術者の養成
31 や県産木材の利用を支援します。

1 □ 施策指標

身近な緑の創出面積	250.0ha (令和4年度から令和8年度の累積)
緑の保全面積	557ha → 569ha (令和2年度) (令和8年度)
埼玉みどりのポータルサイトへのアクセス数	17,000人 → 24,000人 (令和2年度) (令和8年度)
森林の整備面積	12,500ha (令和4年度から令和8年度の累積)
県産木材の供給量	97,000m ³ /年 → 120,000m ³ /年 (令和元年度) (令和8年度)
路網密度	22.8m/ha → 25.5m/ha (令和2年度) (令和8年度)

2

3

1 施策の方向 5 生物多様性の保全

2 (1) 現状と課題

3 本県は首都圏に位置しながら豊かな自然環境に恵まれています。地形で見ると、県西部の「山
4 地」、県中央部の「台地・丘陵地」、県東部の「低地」と大きく分けることができ、それぞれの地
5 域で長い時間をかけて多様な生態系が形成されてきました。

6 生物多様性を悪化させる要因として、開発や人の働きかけの減少による里地里山の縮小、外来
7 生物や化学物質、地球温暖化による影響があります。

8 本県では特に里地里山などに対する人の働きかけの縮小、外来生物が問題となっています。具
9 体的には、狩猟を行う担い手の不足により、森林植生を食害するニホンジカの生息数が依然とし
10 て高い水準にあり、生息地域の森林生態系に悪影響を与えています。さらに、中山間地域におけ
11 る人口減少などが加わり農林業にも大きな被害を与えています。また、外来生物であるアライグ
12 マ、クビアカツヤカミキリ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系へ悪影響を及
13 ぼしています。

14 このため「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、**多様な地域環境に応じた生物多様性の保全**、
15 希少野生生物の保護や**ニホンジカ等の特定鳥獣の管理**、外来生物の防除に取り組んでいます。

16 生物多様性の保全については、その認知度がまだ高くはないことから、より一層、県民の理解
17 と関心を高めていく必要があります。県民一体での取組を進めるため、今後も生物多様性保全に
18 かかる意識の醸成や、地域における具体的な活動の活性化が重要です。

19 (2) 将来像（2030年頃の姿）

20 県民の生物多様性への理解が深まり、希少野生生物の保護など、自然環境を保全する取組が拡
21 大するとともに、**県内各地の地域環境に応じて多様な生態系が形成され**、生物多様性の保全が進
22 んでいます。

23 (3) 今後の施策と主な取組

24 (i) 生物多様性保全の全県展開

25 ◇「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進体制整備（拡充）

26 保全戦略に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を一元化する
27 センター機能を整備します。

28 ◇県民による自然環境保全活動の推進

29 希少動植物種の保全活動に取り組む団体への技術的支援、希少野生生物保護推進員等と連携し
30 た生息・生息状況の把握等を行います。

31 ◇自然公園や自然ふれあい施設の整備と活用

32 県民が安心・安全に利用できる登山道等の施設整備を行うとともに、県民の自然に対する意識
33 醸成を図ります。秩父地域を中心とした山地の優れた風景地を自然公園に指定し、優れた天然林
34 や希少野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。

35 (ii) 希少野生動植物などの保護の推進

36 ◇希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

37 希少野生動植物種の巡視や、市町村・学校・保全団体等が行う保護増殖活動の支援を行います。
38 レッドデータブック作成等にかかる調査、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発
39 を行います。

40 ◇野生動植物の継続的調査や在来種による緑化

41 野生動植物の生息状況調査を継続し、状況の把握に努めます。地域の生態系に配慮し、在来種
42

1 の樹木・植物の植栽による緑化、在来種による建物の壁面緑化等を推進します。

2
3 **(iii) 野生鳥獣の適正な保護管理**

4 **◇野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止**

5 シカ食害等による生態系被害を防止するため、狩猟による個体数管理等を行います。個体数管
6 理を適切に進めるため、生息頭数調査や狩猟促進対策を行います。

7 **◇野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理**

8 野生鳥獣の生息状況調査や鳥獣保護区の指定等により、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の
9 適正化を図ります。県獣医師会やボランティアと連携し、傷病野生鳥獣の保護を進めます。

10 **◇野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保**

11 狩猟免許試験の開催、狩猟者育成のためのペーパーハンター研修等を行います。

12 **◇野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施**

13 鳥インフルエンザ・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係機関・国・市町村との連携体制
14 を構築します。

15
16 **(iv) 侵略的外来生物の計画的防除**

17 **◇外来生物の情報収集及び駆除**

18 県民からの情報収集体制を整備し、外来生物の早期発見と駆除を行います。

19 **◇アライグマの計画的防除**

20 防除計画の策定、市町村と連携した捕獲推進、捕獲効率化に向けた実証試験等を行います。

21
22 **□施策指標**

23 **生物多様性の認知度**

24 **67.7% → 75.0%**
(令和2年度) (令和8年度)

1 施策の方向 6 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

2 (1) 現状と課題

3 本県では、公共用水域の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生
4 活排水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組ん
5 できました。その結果、本県の公共用水域の水質については、健康項目と呼ばれる有害物質の環
6 境基準の超過はほとんど見られなくなり、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の
7 割合が平成17年度（2005年度）の52%から令和2年度（2020年度）には93%と、
8 着実に改善してきています。

9 **一方**、令和元年度（2019年度）末の生活排水処理率は92.8%であり、令和7年度（2
10 025年度）に100%にする目標達成に向け単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加
11 速化が必要です。**また**、異常水質事故が年間200件前後発生しており、事業者・県民に対する
12 未然防止の啓発や、発生時に迅速かつ的確に対応する体制を維持していく**ことが**必要です。

13 **さらに**、川との共生に取り組む団体のメンバーの高齢化や固定化が課題となっており、持続可
14 能な活動の支援が必要です。**今後は、県民が恵み豊かな川をさらに実感できるように、水質に加え
15 て生物多様性の視点での取組の検討が必要です。**

16 都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が
17 生じています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を
18 促進することが必要です。

19 地下水を多量に汲み上げると地盤沈下が引き起されます。近年は、地下水採取規制により水源
20 転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ではありますが、依然として緩やかに継続しています。特に、渴
21 水時など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も地盤沈下対策が必要
22 です。

24 (2) 将来像（2030年頃の姿）

25 全ての生活排水が浄化槽や公共下水道等により処理され、公共用水域の水質が一層改善される
26 とともに、豊かな**生物多様性が育まれた**水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土
27 壌環境及び地下水質が維持されています。事業活動及び社会活動（県民生活）から生じる排水が
28 河川に与える負荷が最小化され、環境基準が100%達成されています。

29 埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が、県民・企業の連携のもとで多数実施・継続されており、
30 持続可能な活動を支援する仕組みが確立しています。

31 健全な水循環が形成され、流域の貯留・涵養機能が高まり、洪水の防止、渴水対策が進むとと
32 もに、地盤沈下発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されています。

34 (3) 今後の施策と主な取組

35 (i) 水辺空間の保全と共生

36 ◇下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の**整備・転換の促進**

37 公共下水道と農業集落排水については、事業を実施する市町村に技術的な支援を行うとともに、
38 各生活排水処理施設の整備の調整を図り、効率的な整備を促進します。また、市町村や個人を支
39 援し、合併処理浄化槽への転換を進めます。

40 ◇浄化槽台帳システムの整備（新規）

41 維持管理業者等と連携して清掃等の情報をデジタル化して収集し、浄化槽台帳システムに集約・
42 整備することで、効果的・効率的な指導を行い、合併浄化槽への転換や法定検査受検率向上を図
43 ります。

◇**非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施**

農業用水の通水がない非かんがい期（10月～3月）に通水を行い、年間を通じて良好な水環境を確保します。

◇**県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）**

埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が支援していく「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」を推進します。

◇**川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（拡充）**

地域で川との共生に取り組む団体を「川の国応援団」として登録し、「川の国応援団」が実施する活動（河川清掃、環境学習、生物調査など）で使用する資機材の提供や貸出し支援を行います。

◇**豊かな水と緑を育む河川環境の整備**

護岸等の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際を整備し、地域に親しまれる水辺空間とします。

また、地域住民による美化清掃活動などと連携して、水の濁りや悪臭の原因となっている土砂等を撤去します。

◇**水辺空間の生き物に関する情報収集・発信**

水辺空間の生き物の生息状況等についての情報収集・情報発信により、水環境保全に関する県民理解の促進を図ります。

(ii) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

◇**水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）**

水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要であるため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めて常時監視を行い、データの公表や類型指定の見直しなど水質の向上に向けた取組を推進します。

◇**工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止**

水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効率的な立入検査などにより、排出水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。

また、土壌汚染対策法等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

◇**異常水質事故対策の推進**

有害物質や油などの河川等への流出による被害を防止するため、関係機関と連携し、迅速な状況把握及び原因調査により、汚染の拡大及び被害の発生を防止します。また、原因者に対し再発防止を指導します。

(iii) 水循環の健全化と地盤環境の保全

◇**観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進**

埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制を的確に運用することにより、地盤沈下を防止します。

また、地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行い、必要に応じて地下水の採取抑制を指導します。

◇**健全な水循環構築に向けた取組の実施**

「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員会等における課題の把握、情報共有及び対応を行っています。

また、ダム水源地域の自治体が実施する、水源林の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。

◇**河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施**

地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ではあるが、依然として緩やかに

1 継続していることから、引き続き、河川表流水による水道用供給事業及び工業用水道事業を実施
2 します。

3
4 ◇**雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進**

5 雨水、再生水の活用を促進することにより、資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を
6 推進するため、普及啓発活動を中心に取り組みます。

7 ◇**既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備**

8 流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進めています。
9 河川の洪水防止に加え、地下水や湧き水が増加することによる河川の水質改善が期待できます。

10 また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の涵
11 養を図っています。

12
13 □**施策指標**

生活排水処理率	92.8% (令和元年度)	➔	100.0% (令和8年度)
SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数(累計)	0人 (令和2年度)	➔	24,000人 (令和8年度)
1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	0㎡ (令和元年度)	➔	0㎡ (令和8年度)
環境基準(BOD)を達成した河川の割合	93% (令和元年度)	➔	100% (令和8年度)

1 施策の方向 7 安全な大気環境や身近な生活環境の保全

2 (1) 現状と課題

3 PM2.5 (微小粒子状物質) は平成30年度 (2018年度) から2年連続で環境基準の達
4 成率が100%となりましたが、安全な大気環境の確保のため、今後も対策を継続する必要があ
5 ります。また、環境基準設定項目のうち、基準を満たしていないのは光化学オキシダントだけで
6 あり、光化学スモッグ注意報の発令は、他自治体に比べ多い状況が続いています。

7 そこで、PM2.5と光化学オキシダントの原因物質とされている揮発性有機化合物及び窒素
8 酸化物の一層の削減及び環境基準の達成項目の維持のため、事業者に対し自動車及び工場・事業
9 場からの排出削減について、さらなる意識啓発や監視指導の徹底を図る必要があります。また、
10 この二項目は、発生機構に不明なところがあるため、その究明が引き続き必要です。

11 化学物質については、本県は製造業の事業所が多く、化学物質を多く排出する業種もあるため、
12 化学物質の届出排出量は全国第4位 (令和元年度) となっています。人の健康や動植物の生息・
13 生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質による環境リスクを減らすためには、法令に基づく排
14 出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な管理を更に促進することが必要です。

15 また、化学物質は事業者だけでなく、私たちの身の回りの様々な場面で使用されており、家庭
16 から多くの化学物質が排出されています。県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を
17 共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

18 ダイオキシン類対策については、環境中の濃度を低く抑えるため、事業所の監視を継続するこ
19 とが必要です。

20 東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質については、環境汚染への
21 県民の懸念は十分に解消されたとは言えず、放射性物質の監視及び測定を今後も継続していく必
22 要があります。

23 さらに、石綿については、国土交通省の推計によると、今後、石綿含有建材が使用されている
24 建築物解体工事が令和10年 (2028年) をピークに増加するため、石綿の飛散漏えい事故の
25 リスクが増大します。地震や風水害などの自然災害や事故に伴う石綿や化学物質の飛散・漏えい
26 を最小限に抑える必要があります。また、令和2年 (2020年) 6月の大気汚染防止法改正に
27 よる石綿に関する規制対象規模の拡大や新たな報告制度の創設に対応していく必要があります。

28 本県は、内陸県で最も多い全国第4位 (平成28年) の事業所数を抱え、市街地の中に事業所
29 が混在しています。騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりしており、これら
30 の公害を防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛争に対して、迅
31 速かつ適切に対応することが必要です。

32 (2) 将来像 (2030年頃の姿)

34 PM2.5の年平均値が人の健康の保護等の上で望ましい $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満となり、安定的に継続
35 しています。石綿の飛散漏えいが未然に防止されるとともに、化学物質の適正管理と排出抑
36 制が進み、化学物質による環境リスクが低減され、安心して暮らせる生活環境が確保されていま
37 す。

38 化学物質に対する県民・事業者の理解が深まり、安心して生活できる状態となっています。

39 工場・事業場の公害防止体制の整備などにより発生する公害が減少し、住民から寄せられる相
40 談や公害苦情、紛争の少ない県民が快適に暮らせる生活環境が実現しています。

41

1 (3) 今後の施策と主な取組

2 (i) 安全な大気環境の確保

3 ◇大気汚染の監視（常時監視）

4 PM2.5 を含めた大気環境の常時監視体制を整備充実するとともに、国や他の地方公共団体と連
5 携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民などへ提供します。

6 ◇工場・事業場に対する規制遵守指導

7 大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して大気汚染防止法、
8 埼玉県生活環境保全条例に基づく各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

9 ◇微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

10 PM2.5 は平成 21 年に環境基準が設定され、順調に推移し平成 30 年度から環境基準達成率が
11 100%となりましたが、最も厳しい WHO 基準（ $10.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の達成には至っておらず、引き続
12 き実態把握と発生源対策を行います。

13 ◇揮発性有機化合物（VOC）対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止

14 光化学スモッグの主な原因物質の排出量は減少していますが、光化学スモッグ注意報発令日数
15 や光化学オキシダント濃度は減少していないため、注意報発令の確実な実施や九都県市による
16 VOC 対策などを行います。

17 ◇ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導

18 埼玉県生活環境保全条例に基づき、高速道路の SA 等で実施する車両検査やビデオ調査で捕捉
19 した粒子状物質が排出基準に適合していないディーゼル車への指導を行います。また、権限未移
20 譲自治体のアイドリングに関する苦情に対応します。

21 ◇バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

22 バイパスの整備及び交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の緩和を図ることで、
23 自動車交通による環境負荷を軽減します。

24 (ii) 環境リスクの低減

25 ◇建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（拡充）

26 石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿使用建築物の解体工事などにおける飛散防止対策
27 の指導を徹底します。また、大気中への石綿飛散状況を監視するため、モニタリング調査を実施
28 します。

29 ◇化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進

30 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環
31 境保全条例に基づき、環境中への化学物質の排出量や取扱量を把握するとともに、その情報の公
32 開に努めます。

33 あわせて、事業者による環境コミュニケーション活動を支援し、事業者による化学物質の適正
34 管理と、排出を抑制する取組を推進します。

35 ◇化学物質の適正管理と災害対策の促進

36 事業者が作成する特定化学物質等適正管理手順書に沿った化学物質の管理徹底と、災害発生時
37 の危険性・有害性が比較的高い特定化学物質の飛散・漏えいによる被害が最小限となるよう対応
38 の実施を指導します。

39 ◇ダイオキシン類対策の推進

40 県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシン類の監視を行うとと
41 もに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの
42 規制の順守を徹底します。

43 ◇放射性物質の監視、測定

44 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、国と
45 連携を図りながら引き続き監視し、測定結果を公表します。

1 除染により生じた除去土壌等の適正な管理に関し、国からの情報を市町村等に提供するととも
 2 に、除去土壌等の処分の具体的な手法を示すよう、国への要望を継続します。

4 (iii) 身近な生活環境の保全

5 ◇騒音・振動・悪臭対策の推進

6 工場・事業場の公害防止組織の充実を図り公害防止を推進するため、埼玉県生活環境保全条例
 7 に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施します。また、資格取得後の、フォローアップの
 8 ための研修を実施します。

9 ◇事業所における公害防止体制の整備

10 市町村が実施している騒音・振動・悪臭の規制・指導に関する事務を支援し、執行状況を調査
 11 します。

12 また、新幹線騒音振動、航空機騒音及び自動車騒音に関する環境基準の達成状況を調査します。
 13 市町村職員を対象にした研修の実施や問題解決へのアドバイスを行います。

14 ◇公害苦情・紛争の適正な対応

15 県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実や苦情相談員
 16 制度の活用などを進めます。

17 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

19 □施策指標

微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度	10.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和元年度)	➔	10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和8年度)
化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数 (累計)	493事業所 (令和2年度)	➔	720事業所 (令和8年度)
建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃 度1本/L以上の現場数	1 (令和2年度)	➔	0 (令和8年度)

1 施策の方向 8 経済との好循環と環境科学・技術の振興

2 (1) 現状と課題

3 本県は、製造品出荷額等が全国第 6 位（平成 29 年）の産業県ですが、今後、生産年齢人口の
4 減少が見込まれる中、いかに県内経済・県民所得を維持・向上させていくかが課題です。

5 SDGs や ESG 投資の取組が年々広がり、カーボンニュートラルやグリーンリカバリーへの
6 関心が高まる中、企業の環境配慮の取組を支援し、企業経営の持続可能性の向上と環境課題の解
7 決を同時に図ることが求められています。

8 本県では、**新エネルギー分野での活用も見込まれるデジタル技術を活用した製品の開発など**、
9 社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援しています。

10 農林業の分野では、大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を進めるとと
11 もに、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図っています。

12 環境問題が多様化、複雑化する中、その解決に取り組む上で、環境問題の現状や取組に関する
13 情報を共有するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が重要になっていま
14 す。

15 過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地
16 域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、
17 世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。国際社会の一員として、
18 海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推
19 進が必要です。

20

21 (2) 将来像（2030年頃の姿）

22 全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの段階で環境に配慮した事業活動が行
23 われるとともに、環境問題の解決につながる製品・サービスが普及し、環境と経済発展の好循環
24 が進んでいます。

25 環境に関する研究が大きく進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供さ
26 れ、環境問題の解決に向けた取組が進んでいます。また、世界共通の環境問題に関する技術に関
27 し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されています。

28

29 (3) 今後の施策と主な取組

30 (i) 環境に配慮した事業活動の支援

31 ◇**企業等の SDGs の取組支援（拡充）**

32 環境関連団体との連携やモデル事例の共有、取組の PR などにより、企業等の環境分野の SDGs
33 の取組を支援します。

34 官民連携を促進するプラットフォームや自ら SDGs に取り組む県内企業等を登録する「埼玉県
35 SDGs パートナー」登録制度により、SDGs の 3 側面の取組を支援します。

36 ◇**中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援**

37 社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業の皆様を支援するため、デジタル技術
38 等を活用した製品開発や現状を打破する革新的な新技術や新製品の開発等に対し補助金を交付し
39 ます。

40 ◇**環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進**

41 大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を推進するとともに、環境への負
42 荷を軽減する農業に取り組む農業者に対し、技術習得及び流通販売の面での支援を行います。

43 ◇**県の率先行動やグリーン購入などの推進**

44 環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷軽減に事業者として率先して取り組む

とともに、「グリーン購入」の普及を図ります。

事業活動で環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」により、環境マネジメントの取組を促進します。

(ii) 環境情報の収集及び提供

◇試験研究の成果や環境情報の発信

環境科学国際センターでは、多様な環境課題に関する各種試験研究を推進するとともに、年報やニュースレター、WEB サイト、SNS などを活用し、様々な研究成果や環境情報を発信します。特に、WEB GIS (Atlas Eco Saitama) による地理環境情報の公開を推進し、環境情報を分かりやすく可視化し提供するとともに、気候変動情報を提供する情報プラットフォーム SAI-PLAT のコンテンツを充実し、適応策を支援します。

◇(再掲) 気候変動への適応策の推進

◇自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

環境科学国際センターでは、生物多様性保全推進に不可欠な野生動植物の分布情報や、外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベース化します。また、データベースや WEB GIS などを活用し、データの公開を推進し、県民の生物多様性保全活動を支援します。

自然の博物館では、埼玉県其自然環境とその変遷に関する情報・標本等資料の収集・整理を行ない、展示や特別利用、希少種調査等に活用できるような情報発信に努めます。

(iii) 環境科学の振興と国際貢献

◇産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

気候変動や生物多様性の喪失など、近年、より多様で複雑化する環境課題解決のため、環境科学国際センターでは、広く大学や国・地方公共団体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。

また、県民との協働型調査研究にも取り組みます。

◇環境政策を科学的側面から支える機能の強化

環境科学国際センターでは、環境政策を科学的な側面から支える機能の強化を目指し、競争的外部資金の獲得や、研究評価制度の適切な運用による研究の質の向上に努め、研究能力や研究資源の充実を図ります。

◇海外との共同研究や技術協力

環境科学国際センターでは、グローバルな環境問題の解決を目指し、海外の研究機関や大学などとの共同研究を実施するとともに、海外の環境問題解決の支援や共通の環境問題の解決のための人的交流を推進します。

□施策指標

環境SDGs 関連セミナーの参加企業数	80社 (令和2年度)	→	780社 (令和8年度)
研究成果の発表件数	3,267件 (令和元年度)	→	4,700件 (令和8年度)
環境分野における海外との交流者数(累計)	1,045人 (令和2年度)	→	1,480人 (令和8年度)

1 施策の方向 9 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

2 (1) 現状と課題

3 本県は、他県よりも早いスピードで高齢化が進みます。また、デジタル化や災害の多発など、
4 誰も経験したことのない大きな変化がもたらす様々な社会課題、生活を支える生活サービスやイ
5 ンフラの低下、地域経済の衰退、厳しい財政状況といった都市の課題に対応するため、コンパクト
6 なまちづくりを進めていく必要があります。

7 本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃、三富新田などの身近な緑、
8 荒川・利根川の二大河川をはじめとする数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。
9 また、多様な自然環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体と
10 なった古墳や城跡、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などもあります。

11 これらの自然環境や景観を保全し次世代に残していくために地域一体となった取組等を進める
12 とともに、人口減少等により地域の活力の低下が懸念される中、多様な資源として生かし、地域
13 振興につなげていく必要があります。地域にある資源として、再生可能エネルギーや森林資源な
14 どを各地域で活用するとともに、近隣地域などと地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共
15 生圏」に向けた取組も求められています。

16 これまで、里山に代表される豊かな自然環境の保全・再生などの課題に効果的かつ適切に対応
17 するため、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全などの取
18 組を進めてきました。また、気候変動や大気汚染などの広域的な課題については、他の自治体と
19 連携して取り組むことでより効果的に対応できます。引き続き、多様な主体との交流・連携を進
20 めていく必要があります。

21 多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など
22 全ての主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していく必要があります。本
23 県では環境学習の機会の提供や人材の育成を推進してきました。

24 今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材
25 の育成を図ることが必要です。

27 (2) 将来像（2030年頃の姿）

28 地域の資源を生かした取組や、地域が一体となった環境や景観の保全・創造の取組が進むこと
29 で、環境と共生する地域が実現しています。

30 環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働
31 して、取組を進めています。

32 環境学習に関する研修会や体験学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、環
33 境学習や環境保全活動を担う人材が育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われていま
34 す。

36 (3) 今後の施策と主な取組

37 (i) 住み続けられるまちづくり

38 ◇埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進（新規）

39 超少子高齢社会の諸課題に対応するため、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素
40 を柱として、地域特性に応じた持続可能なまちづくりを市町村とともに推進します。

41 (ii) 環境と共生する地域づくりの推進

42 ◇グリーン・ツーリズムの推進

43 観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータル
44 サイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

◇史跡・名勝・天然記念物などの指定

貴重な歴史的・文化的景観を保全するため、埼玉県文化財保護条例及び埼玉県文化財保護審議会条例に基づき、史跡・名勝・天然記念物などを指定し、文化財保護に努めています。

◇地域の特性を生かした景観づくりの推進

良好な景観形成を進めるため、景観に関する啓発及び知識の普及などに取り組む市町村・地域団体を支援します。

また、沿道の景観を阻害する電線類の地中化を進め、都市景観の向上を図ります。

◇地域資源を活用した取組の推進

県内各地で地域資源を活用した取組が進むとともに、必要に応じて県内各地域が地域資源の活用のために連携・協力し合う取組が進むよう、再生可能エネルギーの利用拡大、廃棄物の持つエネルギーの活用、都市と山村の連携による森づくりなどを進めます。

◇(再掲) 太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大

◇(再掲) 下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進

◇(再掲) 都市と山村の連携による森づくり (新規)

◇(再掲) 県産木材の利用促進・率先活用

◇(再掲) 健全な水循環構築に向けた取組の実施

◇(再掲) 農産物の地産地消の推進

◇大規模開発事業における生態系の保全

戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適正な運用により、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業などを行う際に、事業者が住民や行政と共に地域における環境の保全に配慮する取組を推進します。

(iii) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携

◇地域の清掃活動団体の活動支援

街中からプラスチックごみを回収して河川や海への流出を防止するため、地域清掃活動団体に対し、清掃資材の提供や県 HP での活動紹介などにより支援します。

◇彩の国ロードサポート制度の推進

県民の社会貢献意識や道路愛護精神の向上を図り、快適で美しい道路環境づくりを推進していくため、住民や企業などによる歩道の清掃や花植えを行う彩の国ロードサポート制度を推進します。

◇環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川を育む自発的な活動を行う「S A I T A M A リバーサポーターズ」の支援など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などを支援します。

◇(再掲) 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

◇(再掲) ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進

◇(再掲) 緑を守り創る活動の支援と促進

◇(再掲) 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

◇九都県市を中心とした連携の推進

住民や企業の活動領域が拡大する中、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの環境問題に、効果的、効率的に取り組むため、九都県市を中心に自治体間の広域的な連携を進めます。

(iv) 環境を守り育てる人づくり

◇環境科学国際センターでの環境学習・環境保全活動の担い手の育成

環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身につけ、地域で環境学習活動や環

1 境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、彩の国環境大学を開講します。

2 ◇**学校における環境教育の推進**

3 総合的な学習の時間（小・中学校）、総合的な探究の時間（高等学校）等において、「持続可能
4 な開発目標（SDGs）」に向けた体験型・探究型の環境学習を推進します。

5 ◇**ボランティアや企業と連携した環境学習の支援**

6 県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行
7 う方を登録、紹介する「環境アドバイザー」制度、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介
8 する「環境学習応援隊」制度の充実に努めます。

9 ◇**子どもの自主的な環境活動の支援**

10 次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実に努めるため、「こどもエコクラ
11 ブ」の活動を支援します。

12 ◇**環境科学国際センターによる各種公開講座の実施**

13 環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習の機会を提供するため、試
14 験研究機関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室を開催します。

15 ◇**自然の博物館や川の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実**

16 学校へ理科の出張授業や、現地での体験学習、教育機関や団体等に対して自然に関する講演を
17 実施します。来館者・県民・マスコミ等から寄せられる問い合わせに対して回答するなど、情報
18 提供を行ないます。

19 ◇**自然体験など様々な機会における環境学習の実施**

20 簡単なチェックシートで一日省エネ生活に取り組む「エコライフ DAY 埼玉」の実施、イベント
21 を通じたごみを減らすライフスタイルの普及啓発、緑を守り創る活動の場の提供、自然ふれあい
22 施設での自然観察会など、様々な機会において環境学習を実施します。

23 ◇（再掲）**低炭素社会に向けた環境学習の推進**

24 ◇（再掲）**ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス削減の促進**

25 ◇（再掲）**緑やSDGsを学ぶ環境の整備**

26 ◇（再掲）**自然公園や自然ふれあい施設の整備と活用**

27
28 □**施策指標**

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0 (令和2年度)	→	調整中 (令和8年度)
地域清掃活動団体の登録数	753団体 (令和元年度)	→	1,080団体 (令和8年度)
環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数	188者 (令和2年度)	→	248者 (令和8年度)
環境科学国際センター利用者数（累計）	977,031人 (令和2年度)	→	1,246,000人 (令和8年度)